

○大分県肝炎医療費助成実施要綱（平成三十年十一月二十二日伺定め）

平成三十一年一月一日	一部改正
平成三十一年三月二十九日	一部改正
令和元年五月七日	一部改正
令和元年十二月二十七日	一部改正
令和二年三月三十一日	一部改正
令和二年七月十四日	一部改正
令和三年三月三十一日	一部改正
令和六年八月九日	一部改正

（趣旨）

第一条 この要綱は、大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号。以下「規則」という。）、その他の関係法令及び通知に基づき、肝炎に係る医療費の助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（肝がん・重度肝硬変医療）

第三条 規則第二条第五項に規定する知事が別に定めるものとは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて（平成三十年七月十二日健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知。以下「実務上の取扱い」という。）別添3をいう。

2 規則第二条第七項に規定する知事が別に定めるものとは、実務上の取扱い別添4をいう。

（肝炎治療受給者証交付申請）

第四条 規則第四条第一項による申請は、肝炎治療受給者証交付申請書（第一号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることを証する書類
- 二 医師の診断書（第二号様式）
- 三 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の住民票の写し
- 四 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税年額を証する書類

2 規則第四条第二項による交付は、肝炎治療受給者証（第三号様式）によるものとする。

3 知事は、規則第四条第三項に規定する受給者（以下「受給者」という。）に対し、肝炎治療自己負担月額管理票（第三号様式の二）を交付するものとする。

4 規則第四条第四項による申請は、肝炎治療受給者証交付申請書（第三号様式の三）によるものとし、第一項第一号、第三号及び第四号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 前項の肝炎治療受給者証交付申請書（核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る医師の

記載に係る部分に限る。)は、直近の認定又は更新時以降に行われた検査及び治療内容が分かる書類を添付することでこれに代えることができる。

- 6 知事は、第四項の申請に添付する医師の診断書又は前項に定める検査内容が分かる資料(以下「検査内容が分かる資料等」という。)の添付については、検査内容が分かる資料等が提出された認定以降二回目までの認定においては、提出を省略させることができる。
- 7 知事は、第一項第三号又は第四号については、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 8 知事は、規則第四条第一項の規定による認定を行うときは、大分県肝炎治療費助成認定協議会に意見を求め、適正に認定するものとする。ただし、第六項の規定に基づき検査内容が分かる資料等の添付が省略された核酸アナログ製剤治療の更新に係る認定においては、大分県肝炎治療費助成認定協議会に意見を求めることを省略することができる。

(肝炎治療受給者証変更届)

第五条 規則第五条第一項及び第二項による届出は、肝炎治療受給者証等変更届(第四号様式)によるものとする。

(肝炎治療受給者証再交付申請)

第六条 規則第六条による申請は、肝炎治療受給者証再交付申請書(第五号様式)によるものとする。

(肝炎医療費に係る償還払い)

第七条 規則第三条第四項による請求を行おうとする者(以下「肝炎医療費請求者」という。)は、肝炎治療費請求書(第六号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 肝炎医療費請求者の受給者証の写し
- 二 肝炎治療自己負担限度月額管理票(以下「管理票」という。)の写し等
- 三 当該月における肝炎治療医療費証明書(第六号様式の二)又は当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が申請内容の審査に必要と認める書類

(指定医療機関の指定申請等)

第八条 規則第九条第二項による申請は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書(第七号様式)によるものとする。

- 2 規則第九条第三項の通知は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定通知書(第八号様式)によるものとする。

(協力への同意)

第九条 規則第十条第一項第五号の同意は、個人票等(第十条第一項第一号アに規定する「個人票等」をいう。)によるものとし、第十条第一項に規定する参加者証交付申請書

に添えて知事に提出するものとする。

(助成額の算定)

第九条の二 規則第十条第二項第二号の額の算定にあつては、受給者である対象患者に対する核酸アナログ製剤に係る一部負担額を、当該対象患者の核酸アナログ製剤治療に係る自己負担額を一万円（自己負担額が一万円に満たない場合は、当該自己負担額）として計算するものとする。

(参加者証交付申請)

第十条 規則第十一条による申請は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「参加者証交付申請書」という。）（第九号様式）によるものとし、次に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 七十歳未満（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）

ア 臨床調査個人票及び同意書（臨床調査個人票については、指定医療機関の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。）  
（第十号様式）

イ 申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し

ウ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し

エ 申請者の住民票の写し

オ 医療記録票（第十六条第一項に規定する医療記録票であつて、規則第二条第十項に規定する肝がん・重度肝硬変対象医療を受けようとする日の属する月以前の二十四月以内に、保険医療機関又は保険薬局において規則第二条第十項各号に掲げる医療を受けた月数（医療保険各法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に一月以上あることが記録されているもの。以下同じ。）の写し及び第十六条第二項に規定する知事が別に定める書類（以下「医療記録票の写し等」という。）

カ 受給者にあつては、肝炎治療自己負担限度月額管理票（第三号様式の二）であつて、規則第二条第十項に規定する肝がん・重度肝硬変対象医療を受けようとする日の属する月以前の二十四月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し

二 七十歳以上七十五歳未満（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）

ア 個人票等

イ 申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し

ウ 限度額適用認定証等の写し（医療保険における所得区分（以下「所得区分」という。）が一般の被保険者（以下「一般」という。）に当たる者を除く。）

エ 所得区分が一般に当たる者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類

- オ 申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
  - カ 医療記録票の写し等
  - キ 受給者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し
- 三 七十五歳以上（六十五歳以上七十五歳未満で後期高齢者医療制度に加入している者を含む）
- ア 個人票等
  - イ 申請者の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
  - ウ 限度額適用認定証等の写し（所得区分が一般に当たる者を除く。）
  - エ 所得区分が一般に当たる者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類
- オ 申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
  - カ 医療記録票の写し等
  - キ 受給者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し
- 2 知事は、第一項第一号のエ、第二号のエ及びオ並びに第三号のエ及びオについては、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 知事は、規則第十一条の規定による認定を行うときは、第一項の規定に基づき提出された参加者証交付申請書及び添付書類により適正に認定するものとする。
- ただし、知事が必要と認めるときは、大分県肝がん・重度肝硬変治療費助成認定協議会の委員に意見を求めることができる。

（参加者証の交付）

第十一条 規則第十二条第一項による認定は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（第十一号様式）の交付によるものとする。

（参加者証の更新）

第十二条 規則第十二条第三項ただし書きにより、更新の申請を行うときは、参加者証交付申請書に第十条第一項各号の区分に応じそれぞれ掲げる書類（個人票等及び限度額適用認定証等の写しを除く。）を添えて知事に提出しなければならない。

（参加者証の変更）

第十三条 規則第十三条による届出は、変更があった箇所を記載した参加者証交付申請書に参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（参加者証再交付申請）

第十四条 規則第十四条第一項による届出は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書（第十二号様式）によるものとする。

(参加終了の申請等)

第十五条 規則第十五条第二項による申請は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書（第十三号様式）によるものとし、参加者証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 規則第十五条第三項による通知は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書（第十四号様式）によるものとする。

(医療記録票の交付)

第十六条 規則第十六条第一項による交付は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（第十五号様式の一）又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用）（第十五号様式の二）（以下「医療記録票」という。）によるものとする。

- 2 規則第十六条第二項に規定する知事が別に定める書類とは、次に掲げる書類とし、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（第十五号様式の二）に添付するものとする。

- 一 領収書
- 二 診療明細書
- 三 その他記載の事項を確認できる書類

- 3 規則第十六条第三項に規定する知事が別に定める病名とは、実務上の取扱い別添2に定めるものをいう。

(指定医療機関の辞退届)

第十七条 規則第十七条第二項による届出は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関辞退届出書（第十六号様式）によるものとし、参加者の利用に支障のないよう事前に知事に届け出るものとする。

(償還払い請求)

第十八条 規則第十九条による請求を行おうとする者（以下「請求者」という。）は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書（第十七号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 二 請求者の参加者証の写し
- 三 医療記録票の写し等
- 四 当該月における特定医療費（肝がん・重度肝硬変医療）証明書（第十八号様式）又は当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書
- 五 受給者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し（ただし、規則第十条第二項第一号ロに掲げる額を超えて支払った額を請求する場合を除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が申請内容の審査に必要と認める書類

(県外からの転入)

第十九条 規則第二十条第一項の申請は、変更箇所を記載した参加者証交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 転入前に交付されていた肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証
- 二 第十条第一項各号の区分によりそれぞれ掲げる書類（個人票等、医療記録票の写し等及び肝炎治療月額管理票の写しを除く。）

附 則（平成三十年十二月一日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成三十年十二月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正規則附則第2項に規定する指定医療機関の指定、入院記録票の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱による第七条第一項若しくは同条第二項又は第十五条第一項の規定の例により行うものとし、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第九条第二項の規定は、平成三十一年三月一日以後の申請から適用する。

附 則（平成三十一年一月一日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成三十一年三月二十九日から施行する。ただし、この要綱による改正後の大分県肝炎医療費助成実施要綱第四条第一項第二号の規定は、平成三十一年二月二十六日から適用し、同要綱第九条第一項第二号オ、同項第三号オ及び第十一条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和元年五月七日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年五月七日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和元年十二月二十七日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「新要綱」という。）第九条第一項第一号オの規定する「入院記録票」は、規則第九条第一項に規定する指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月が平成三十年十二月から令和元年十二月までの間の月である場合においては、新要綱第九条第一項第一号オ中「保険医療機関」とあるのは、「指定医療機関」とする。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和二年三月三十一日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和二年七月十四日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）第五条に規定する変更届は、改正後の大分県肝炎医療費助成実施要綱第五条に規定する変更届とみなす。
- 3 旧要綱第四号様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和六年八月九日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和六年八月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の同要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 4 この要綱は公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎医療費助成実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。